



令和3年度

# 商工会マンスリー8月号

## 池田町商工会

会員数 550件(R3.7.31現在)

TEL 45-8000 FAX 45-8186

E-mail: ikeda@ml.gifushoko.or.jp

### 経営

## エキスパート・バンク事業 ～ お気軽にご相談ください ～

経営・生産・技術・販売促進等の課題を抱えている小規模事業者の方々を対象に、専門技術や知識を持つエキスパート(専門家)を事業所へ派遣し、具体的・実践的な指導を実施しています。

☆こんな時にご活用ください。(相談・ご希望の方は、商工会事務局まで)

- ①販売促進に関する支援
- ②IT活用に関する支援
- ③企業法務に関する支援
- ④労務管理に関する支援
- ⑤事業承継・再生に関する支援
- ⑥ものづくり生産管理に関する支援
- ⑦海外展開に関する支援
- ⑧社員教育等に関する支援
- ⑨事業計画策定に関する支援
- ⑩創業に関する支援

☆相談料・指導日数 1回目は無料。2回目以降は有料(1/3)となります。

☆オプション、材料代、書類作成費等は実費負担となります。

☆指導日数は、1企業につき1事業年度3回以内です。

### 施策

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ

### 【月次支援金】

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

**給付額**

中小法人等 → 上限 **20万円/月** 個人事業者等 → 上限 **10万円/月** を支給します。

給付額 → 2019年または2020年の基準月※1の売上 - 2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。  
※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

**給付対象** 詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たせば、**業種/地域を問わず給付対象** となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※4

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて**月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少**していること

※4 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う影響を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による間接的な影響を受けている事業者が対象です。

**飲食店の休業・時短営業の影響**

対象措置実施都道府県内

- ①流通関連事業者
- ②飲食品の生産者
- ③飲食関連の器具・備品の販売事業者

※上記の飲食店に対して、商品・サービスを提供する事業者

**外出自粛等の影響**

対象措置実施都道府県内・外

- ④外出の目的地での商品・サービスを提供する事業者
- ⑤外出に伴うサービスを提供する事業者

※上記の事業者に対して、商品・サービスを提供する事業者

- ☆必要書類：◆**履歴事項全部証明書**(法人)または**本人確認書類**(個人)
- ◆收受日付印の付いた2019年・2020年の**確定申告書類**の控え
  - ◆2019年1月から2021年対象月までの各月の**帳簿書類**(売上台帳・請求書・領収書など)
  - ◆2019年1月以降の事業の取引を記録している**通帳**
  - ◆代表者または個人事業者等本人が自署した**宣誓・同意書**

☆保存書類：飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、対象措置実施都道府県で時短営業の要請を受けた飲食店または対象措置実施都道府県の消費者であることを示す書類を保存してください。(右図参照)。なお、申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がありますので、7年間保存して下さい。

☆申請期間：2021年8月15日迄(4月分・5月分)  
2021年8月31日まで(6月分)

主な例

※詳細はホームページでご確認ください。

＜必須＞

- 自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す帳簿書類および通帳

＜上記に加えて、以下のいずれか1項目＞

- 対象措置実施都道府県で消費者向けの事業を行っていることを示す商品・サービスの一覧表、店舗写真、および買付伝票・発配簿
- 旅行等の5割以上が対象措置実施都道府県からの消費者との継続した取引を示す顧客データまたは自ら実施した顧客調査結果
- 自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者であることを示す書類
- 所在地域から対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す書類・統計データ

### 共済

## 『小規模企業共済制度』のご案内

小規模企業の個人事業主・会社役員・専従者などの共同経営者の方が、事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度です。退職後のゆとりある「生活」を応援します。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

## 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

**1 経営者のための退職金制度**

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

**2 掛金は全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

**3 受取時も税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止
- 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

**チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします**

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。

詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック  
24時間いつでもチャットで質問可能です

Be a Great Small 中小機構

### 情報

## 商工会の『WEBセミナー』を利用して経営に役立てよう

WEBセミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。何時でも、何処でも、好きなだけご利用いただけます。

### 【ご利用方法】

- ①池田町商工会のホームページに貼られたバナーをクリック。
- ②専用IDとパスワードを入力します。
- ③600本以上の豊富なラインナップが無料で視聴可能。

ログインID	4041	パスワード	4041
--------	------	-------	------

## 8月・9月の金融相談日

(株)日本政策金融公庫では、事業資金の円滑な融資のため毎月第2火曜日に金融相談日を開設します。融資申込みに限らず現有借入金の借替え、返済条件の変更等どんな相談でもOK。

相談をご希望の方は、面接時間調整のため、事前に商工会事務局までご連絡下さい。

- (1)と き 8月10日(火) ・ 9月14日(火) 午前10時～正午まで
- (2)と ころ 揖斐川町商工会館 2階研修室

### 行事

## 行事予定

- 8月 2日(月) 青年部例会
- 8月 4日(水) 女性部『夏のスワッグ作り講習会』
- 8月 23日(月) 企画運営委員会
- 8月 30日(月) 商工会理事会



☆商工会員さんの事業所名、住所、代表者名などに変更があった場合はお早めにご連絡ください☆